

宮城県スポーツ少年団組織整備強化事業実施要項

1 趣 旨

本団は、県内のスポーツ少年団の指導体制の強化と組織の資質向上をめざしその機能を充実させることを目的に、助成を行う。

2 助成金充当事業

(1) 市・地区スポーツ少年団連絡協議会強化育成事業費（市・地区連絡協議会対象）

- ① 研修事業（指導者・母集団研修等）
- ② ジュニア・リーダー養成事業
- ③ 各種交流事業
- ④ 市町村スポーツ少年団育成
- ⑤ その他

* ジュニア・リーダー養成事業を実施する協議会については、別に定める実施要項を遵守のこと。

(2) 宮城県スポーツ少年団種目別協議会強化育成事業費（種目別協議会対象）

- ① 種目別交流大会開催事業
- ② 各種研修事業
- ③ その他

(3) 宮城県スポーツ少年団リーダー会育成事業費（宮城県スポーツ少年団リーダー会対象）

- ① 研修事業（リーダー会定例会等）
- ② 各種交流事業派遣
- ③ その他

(4) 日独同時交流受入事業

3 助成金配分基準

(1) 市・地区スポーツ少年団連絡協議会強化育成事業費

① 各協議会の基礎額は、100,000円とし、助成金の上限は、総額1,548,000円とする。

② 助成金の金額は、前年度の登録者数の比例配分で算出する。

(2) 宮城県スポーツ少年団種目別協議会強化育成事業費

① 各協議会の基礎額は、70,000円とし、助成金の上限は、総額2,250,000円とする。ただし、児童オリンピック大会に対する助成金額は、225,000円の定額助成とする。

② 助成金の金額は、前年度の登録者数の比例配分で算出する。

(3) 宮城県スポーツ少年団リーダー会育成事業費

① リーダー会の助成金額は、50,000円の定額助成とする。

(4) 日独同時交流受入事業費

① 日独同時交流受入事業の助成金額は、1,000,000円の定額助成とする。

(5) 助成金の総額については、登録者数に変動が生じた場合は、前年度比で減額する。

4 交付の申請

助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第1号）を毎年6月30日までに提出すること。

5 助成金の交付

毎年、スポーツ少年団登録者数が確定した後に各協議会の指定口座へ振り込むものとする。ただし、日独同時交流受入事業助成金については、7月末日までの交付とする。

6 助成金の返納

事業実施の結果、返納金が生じた場合あるいは助成金充当事業の経費総額が助成金交付額を下回った場合は、その差額を本団へ返納する。

7 事業実施報告書の提出

事業終了後、15日以内に、本助成事業に関する事業実施報告書(様式第2号)を1部作成し、必要書類を添えて本団へ提出のこと。

8 事業変更届の提出

助成事業を中止又は変更する場合においては、事業変更届(様式第3号)を提出すること。

9 この要項は、常任委員会の承認を得て変更することができる。

附 則1 この要項は、平成23年2月10日から施行する。

2 この要項は、平成27年4月 1日から施行する。

3 この要項は、平成31年4月 1日から施行する。

4 この要項は、令和 2年4月 1日から施行する。